

法科大学院における 民法の判例教育について（2）

松 岡 久 和^{*1)}
中 山 布 紗^{*2)}
松 本 克 美^{*3)}
和 田 真 一^{*4)}

目 次

- 一 はじめに
- 二 受講生アンケート結果の概要と分析
- 三 教材収集と教員アンケート
- 四 判例教育に関する中間の見解
- 五 2026年度の課題

一 はじめに

本稿は、科学研究費補助金を受けた「法科大学院における判例教育教材と教育方法の実証的・実践的研究」（代表：松岡久和、研究分担者：中山布紗、松本克美、和田真一）¹⁾の2025年度における第2回中間報告であり、2年間の

-
- * 1 まつおか・ひさかず 立命館大学衣笠総合研究機構法政基盤研究センター上席研究員
 - * 2 なかやま・ふさ 立命館大学大学院法務研究科教授
 - * 3 まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科特任教授
 - * 4 わだ・しんいち 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 24K04628（2024年度～2026年度）。共同研究の資料等を次のフォルダに掲載している。
https://drive.google.com/drive/folders/1m03FXKIRIZzTtd5frSqeCsrOVJdr4Puj?usp=drive_link

受講生アンケート結果の概要・分析、教材収集と教員アンケートの途中経過、判例教育に関する中間的見解を述べ、これらをふまえて2026年度の課題を示す。

二 受講生アンケート結果の概要と分析

1 2025年度のアンケートの実施概要

(1) 現・元受講生を対象とした3種のアンケート

2025年度に実施した受講生アンケートは、基本的には2024年度のアンケートを微修正したものであり、年度の違いによる内容の変化の有無を見ようとした。アンケートの詳細は本稿(1)²⁾に委ねる。実施対象は、民法演習Ⅰ受講者81名、民法演習Ⅱ受講者80名³⁾および2025年度の司法試験合格者22名⁴⁾である。

(2) 実施時期

定期試験(最終到達度確認試験)実施後とした。授業期間が終了しているため回答率が上がらない問題はあったが、全科目において学期中に2回実施している授業評価アンケートとの兼ね合い(アンケート疲れの回避、定期試験準備時間の確保など)があり、昨年度とほぼ同じ時期とした。

2) 松岡久和・中山布紗・松本克美・和田真一「法科大学院における民法の判例教育について(1)」立命館法学419号(2025年)300頁以下の六。

3) いずれも学期初めの確定値であり、その後の休学・退学者をも含み、復学者を含まない。2024年度春学期民法演習Ⅰは82名中74名が合格・8名が不合格、秋学期民法演習Ⅱは70名中60名が合格・10名が不合格、2025年度春学期民法演習Ⅰは82名中74名が合格・8名が不合格、秋学期民法演習Ⅱは77名中70名が合格・7名が不合格であった。各年度で上下はするが、どの科目もおおむね90%弱の合格率である。不合格者は次の学期の同一科目を再履修する必要がある。C評価の者には、一定の要件の下に同一科目を再履修・再受験して評定平均値を上げる機会がある。

4) 在学中受験の合格者11名を含み、予備試験合格者を除く。すでに今年度のアンケートに回答済の合格者は重複するので対象から除外した。

（3）回 答 率

2025年春学期の民法演習Ⅰのアンケートは、80名中回答者29名で回答率36%と2024年度の回答率34%とほぼ同じであったが、クラスにより回答率に大きな差が生じていた。秋学期の民法演習Ⅱのアンケートは、77名中回答者23名で回答率26%と低くなったが、2024年度の回答率26%とまったく同じであった。さらに合格者アンケートは、22名中回答者8名（在学中合格者が半数の4名）で回答率36%と、2024年度の29%より向上した。

秋学期の民法演習Ⅱのアンケートでは、春学期の民法演習Ⅰのアンケートと問1以外は同じ内容なので、回答者が一定程度減少するのはやむを得まい。また、公式の授業評価アンケートは多肢選択式+自由記述の形式で10分程度で回答できるが、自由記述欄に記載してくれる回答者は30%程度にとどまっている。そのことを考えると、1時間近い回答時間を要するこのアンケートの回答率は、謝金が払われることによる促進効果が多少はあって十分健闘しており、抜本的な上昇は望みにくいであろう。

もっとも、2024年度アンケートについて述べたように⁵⁾、30%程度の回答率では、70%のサイレント・マジョリティが何を考えているのか、どこまで理解しているのが把握しにくい。一部の強い声に対応するだけでは効果的でなく、弊害も生じうる。隠れたニーズにどこまでどのように配慮するのが依然として大きな課題である。

2 受講生アンケート回答結果の紹介

教える側からのアンケート回答結果についても適宜触れるが、中心は受講生からのアンケート回答である。

（1）全般的な特徴と年度による違い

受講生からの回答率は30%前後と高くないものの、回答者の記述は多様

5) 松岡ほか前掲（注2）・立命館法学419号307頁。

な内容を豊富に含んでいるものが多かった。

2024年度のアンケート結果の全般的な特徴として指摘した点⁶⁾が2025年度のアンケートにも同様に見られる。想定していたとおり、回答者の年次の違いによる大きな有意差は感じられない。どの段階でも、おおむね似た回答が現れていて、司法試験対応と法曹としてのその後の成長の2つの要素の緊張感の中で大学院生が揺れていることがわかる。他方、習熟度や自覚は学習を重ねるほど高く・強くなっていて、同じ趣旨の回答でも、自ら学ぶ工夫を重ねている者の回答は、詳しく深い。ここから読み取れるとおり、自分で学んでいく最適な方法を探すことが学習者にとって非常に重要である。

2025年6月29日に立命館大学で開催された臨床教育法学会第18回大会の自由報告部会において、塩澤一洋・成蹊大学法学部教授の司会の下に、松本克美と松岡久和が、共同研究の趣旨と2024年度のアンケートの回答結果の概要を報告した。質疑をふまえた報告が学会誌に掲載予定である⁷⁾。以下では、それに2025年度のアンケートの回答結果を加える形で、受講生の反応をまとめる。質問事項は見出しとして表示する⁸⁾。

(2) アンケート回答結果の概要

質問項目順に回答結果の概要を紹介する。

① 第1問 最も印象に残った判例とその理由

回答は教材で取り上げた範囲⁹⁾全体に広く散らばっており、受講生の関

6) 松岡ほか前掲(注2)・立命館法学419号307～308頁。

7) 松本克美「法科大学院における民法判例の教え方・学び方Ⅰ 企画趣旨」、松岡久和「法科大学院における民法判例教育の教え方・学び方」、塩澤一洋「法学教育の目的と授業における判例の扱い方」。いずれも学会誌『法曹養成と臨床教育』に掲載予定。2026年前半にJ-STAGEに登載すると聞いている。

8) 質問事項そのものは松岡ほか前掲(注2)・立命館法学419号302～306頁に掲載。

9) 2024年度・2025年度で取り上げる判例の加除や入替えはなかった。春学期の民法演習Ⅰ

心が多様であり、しっかり読んで準備してきたかや授業後に積極的に復習して判例を再読したかななどにも影響されているようである。複数の者が印象に残ったとする判例の多くは、現場地図・関連写真を用意したり、補足説明で少し違う角度から判例を解釈するなど（後述四三(2)(b)）、授業を行う側でも強く印象に残ることを狙っていたものが多かった。この点ではある程度狙いが当たった。もっとも、受験のために勉強することに絞った合格者からは「特になし」との回答も複数あるなど、教える側が思ったほどには狙いに反応してくれてはいない。

印象に残る理由にも様々なものがあつた。やや強引かもしれないが、類型化して整理すると次のとおりである。まずは、強い第一印象を理由とする類のものとして、目的物の画像や写真があつてリアルに感じられたこと、判例変更であつたこと、社会的にインパクトのある事件だつたことなどがある。次に、自分の学習過程と関連づけたものとして、背景の複雑な事実関係がわかつたこと、理論や事実への当てはめの難しさを感じたこと、法律論として非常に意義のある判例であること、複数の判例を横断的に学習したこと、審級毎に着目点や理論構成が異なつていたこと、判例を知りその射程を考えるきっかけになつたことなどがある。試験や実務に結び付ける実利的な理由として、試験答案で使いやすい判例だつたこと、および、実務でも遭遇しそうな問題であること、があげられる。その他の感想的な理由として、残された社会的課題があること、反発を感じる判決理由であつたことなどもみられた。

は14回の講義（第8回は中間到達度確認試験60分と解説30分）で、74件（最高裁判例が62件、大審院判例5件、下級審裁判例7件）を取り上げ、そのうち印刷して配布した重要判例が39件であつた。秋学期の民法演習Ⅱはやはり14回の講義で、53件（最高裁判例が44件、大審院判例4件、下級審裁判例5件。松岡ほか・前掲（注2）・立命館法学419号299頁の数字はカウントミスなので修正する）を取り上げ、そのうち印刷して配布した重要判例が27件であつた。このほかにも各クラスの担当者の判断で、関係する判例・裁判例を適宜紹介することがあつた（例えば、背信的悪意者排除の具体例）。判決原文に慣れさせるとの春学期の課題は、慣れてきた秋学期にはなくなつてきたことが、取り上げた数の減少理由の1つである。

② 第 2 問 民法における判例学習の意義や学習の獲得目標

司法試験のためとか実務で役立つという実利的なところを重視する回答が比較的多かった。他方で、解釈技法・思考過程・論じ方・事実関係と規範の関係を理解するためなどに必要とするなどの学問的態度を感じさせる理由づけも実利型と同じくらいの数があった。両者の中間には分類自体が難しい多様な意見が分布している。

受験のため広く浅く知識を網羅的に得る必要があるという見解の中には、判例を重視した学習は民法では非効率だと断じる見解もある一方、司法試験は判例をモデルにするので有意義だという見解もある。民法と他の法分野との違いに言及したものはごく少数で傾向をつかめるには至っていない。

判例を学ぶ意義については教える側には後述するような共通理解がほぼ成り立っていると思われるが(後述四三)、他方で、法科大学院の限られた授業時間で扱える範囲には限りがあるとして、研究者としての観点からの批判的検討の対象というより、条文に準じる権威のあるものとして扱う「実用型」になっているという法科大学院民法担当教員からの回答もあった。

③ 第 3 問 授業で扱う判例の量と質

春学期の民法演習 I では、教材に示された判例の量が多く読み切れなかったとか理解が追いつかなかったという趣旨の回答も少なくなかった。しかし、秋学期以降には、掲載判例量を絞ったことや、受講生の学習が進んだことから、全体としては授業時間との関係で、論文試験を考える手掛かりとして適切な量だという回答が多数である。

一方、司法試験を考えるとやや少ないとの意見もその半分くらいはあった。受験のためと割り切っていた合格者には、教えられている内容が試験対策としてはオーバースペックだとの指摘や、時間との関係での効率が悪いという批判的評価が多い。

短答対策としては授業で扱える判例が少ないとの指摘が多い。もっとも、現状以上に授業で扱う判例を増やすことが時間的に難しいことは受講生に

も理解されていて、自習での対応が不可欠との自覚が広く見られる。授業で解説を聞いて判例理解が深まったなど、選ばれている判例の質は良いという肯定的評価が多数で、その点では安心した。

④ 第４問 大審院判例や民法（とりわけ債権関係）改正前の判例

民法改正後の現在も意味のある判例は当然扱う必要がある、という点には異論はない。大審院判例にも現在生きている基本判例は物権法関係では少なくなく、扱う必要があることは理解されている。

もともと、大審院の判決文はカタカナの漢文調であるうえ、どこまでが事実か上告理由か裁判所の判断かも慣れるまでは非常にわかりにくい。教える側からのアンケート回答では、大審院判決に限らず、判決そのものを時間をかけて読ませるところは非常に少なく、とりわけ大審院判例は要旨だけを紹介する程度にとどめる法科大学院が多数のようである。読ませる場合にも、平仮名に直し濁点や句読点を付ける処理を加えているとの記述があった。

回答者からは、授業で扱ってもらって古い判例でも読めるようになったなどの肯定的回答がある一方で、それを上回る否定的評価がある。原文を読むのは非効率で、最高裁判例も含めて要点だけを判例解説等で理解すれば足りるという。こうした意見は以前からも多かったので、立命館大学の教材でも、過去には大審院判例や最高裁判例そのものを読ませる授業回がもっと多かったが、判決を参考判例リストに挙げつつ¹⁰⁾、優れた判例評釈を代わりに配布するなどして対応している。

教える側としては、現在でも生きている古い判例がたくさんあるので、読

10) 立命館大学では、TKCの判例検索システムが大学院生にも使用可能で、そのLEX/DBの番号をリストに付しているので判決内容の確認が容易にでき、これを活用している受講生は少なくない。もともとは、判例検索自体も自分で工夫する経験を重ねる必要があると考えて、我々も、このような番号掲載という親切すぎる姿勢を採っていなかったが、司法試験までに受講生が使える時間の制約を考慮すると致し方ないという考え方に近年は変わってきた。

む訓練は必要があり、自分で読む経験をしないと訓練する場がないと考えている。授業時間の制約の中では取り上げる判例は自ずから絞られざるをえないが、大審院判例を含め、判決を丁寧に読む機会がないままで法曹として送り出してよいのかとなお疑問もある。

⑤ 第 5 問 訴訟の経緯

第 4 問と同様の傾向が見てとれる。審級毎の判断の変遷の比較によって、裁判官でも複数の考え方が採られうること、また背景事情や当事者の主張内容を丁寧に読み取り、自分で整理することに積極的な意義を見出す回答も多く、この点では、教える側の狙いはかなりの受講生に受け止められている。

他方で、司法試験対策としてはオーバーワークになりそこまでは要らないとの消極意見がかなりある。民法の予習に時間がかかりすぎて読み切れない、などの不満がこうした意見の中心的な理由である。

教える側からのアンケート回答でも、第 4 問と同様、事実関係の確認はしっかり行うものの、判決自体を読ませることは時間的に難しいなど消極的な意見がかなりある。

なお、受講生の理解度や整理能力に関わるが、破棄された原審の判旨と破棄した最高裁の判旨を混乱している試験答案が複数出たときには、教え方に問題があったかと悩んだ。

⑥ 第 6 問 判例の副教材

教える側からのアンケート回答も含め、圧倒的に『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ』（有斐閣）が利用されていて、それ以外の利用は多くなかった。民法判例百選は使いやすい定番であるとの認識が多数であり、これで足りないところは、判例六法や基本書、LEX/DB インターネット判例データベースなどを用いて対応している積極的な受講生も少数ながらいいた。

民法判例百選の解説には難解なものもあることに定評がある。松岡も、法

科大学院修了時点で解説がわかるようになればよいと公言している。また、未修者の講義では、取り上げている判例が民法判例百選よりはるかに多く、1頁でおさまる解説が要点を絞って読みやすい『判例プラクティス 民法Ⅰ～Ⅲ』（信山社）や『新・判例ハンドブック』（全5冊、日本評論社）、必要最小限の解説しかなく自分で判決文を読ませる『民法判例集』（全4冊、有斐閣）などを推薦している。

受講生は、難しい解説は読み飛ばしたり、教科書の参照や先生への質問等で判旨の理解を確認しているようである。教える側からも、主として事実関係と判決理由の対応関係の確認を中心に民法判例百選を利用しているとの回答が多かった。

また、とりわけ教材で印刷配布していない判例については、民法判例百選の利用も、判旨を確認する程度にとどまる受講生が多いようである。

⑦ 第7問 授業で扱えない判例

試験対策として、授業で扱えない判例の学習も必要であるから、基本書・予備校本・民法判例百選・判例六法・司法試験の過去問・TKC ローライブラリの練習問題¹¹⁾など、受講生各人の好みや必要に応じて、いろいろな工夫がされている。少数だが単位取得に精一杯で、そこまで手が回らないとの正直な（しかし残念な）回答もあった。

教える側からのアンケートでも、課外で受験者サポート体制のある大学は私学には少なくないが、国公立の法科大学院では、受講生の自学自修に任せるしかないのが普通のように、依然として予備校や予備校本の需要がある。授業でどこまで支援する必要と可能性があるかは、なお検討課題である。

11) 松岡は、民法演習Ⅰ・Ⅱの授業でも、「短答式過去問題演習トレーニング」または「基礎力確認テスト」（前者で問題数が足りない場合や未修者授業）を10問以上指定して実施させ、70%以上の正解になった画面のキャプチャーの提出を、ほぼ毎回の復習課題として平常点で考慮している。

⑧ 第 8 問 印刷配布の必要性

立命館大学の民法演習Ⅰ・民法演習Ⅱの教材冊子には、重要な判決や判例評釈・判例解説¹²⁾に★印を付けて、その判決文も印刷配布している¹³⁾。これに対して、教える側からのアンケートを見ると、そのような配布措置を広く採っているところはない。受講生に配布の必要性や★印のない判例をどう扱っているかを尋ねたところ、受講生からは、時間がないので印刷配布されたもののみを読むとか、それ以外はせいぜい判旨確認程度に LEX/DB などで読むとの正直な回答が多数であった。

つまり、★印が判例の予復習の重要度の指標として受講生に受け取られているようである。また、当事者の主張を含めた事実関係の確認や審級毎の裁判所の判断の違いなどを丁寧に読ませる授業回では、具体的な判決文の該当箇所を印刷頁や zoom の共有画面で示すことにより、どの点に注目すべきかが明示できる点が好評である。

配布していない判例でも予習してきて欲しいものについては、その旨の注意喚起をしたり、読んできていないと答えられない質問をしたりする。また、設問に答えるためにヒントとしての判例がリスト・アップされている授業回では、受講生のほとんどが、★印に関係なく解答に必要な範囲では自分で調べて読んでくるようになる。

⑨ 第 9 問 判例評釈類の参照¹⁴⁾

印刷配布していない判例評釈・判例解説をどの程度読む機会があるかを

12) 『民法判例百選』の解説から選ぶことが多いが、調査官解説や長文の批判的な評釈を読ませることもある。

13) 最高裁判例の場合、第 1 審から破棄判例の場合に入手可能であれば差戻審までを印刷配布することがあるが、頁数が相当増えて読みこなす時間が足りないとの悲鳴が聞こえる。最近では、そうした声に配慮して、必要でなければ上告理由や原審までの判決を教材印刷から省くことが増える傾向にある。

14) 2024年度の秋学期アンケートでは、第 9 問に、春学期の回答で言及されていたクラスによる違いについても尋ねてみた。立命館大学の民法演習ⅠおよびⅡは、3～4名が同じ内容の授業を分担していて、毎回教材のチェックのほか、講義の要点をまとめた「学習ポイ

尋ねた。詳しい判例評釈では、教科書にも書かれていない論点や今後の課題についても触れられていて、学説発展の重要な契機になっている。そして、調査官解説、法学協会雑誌や民商法雑誌の判例評釈は、たいへん詳しく深いので、できるだけ読む経験を積んで欲しい、と松岡は授業でもしばしば述べている。しかし、時間的余裕がなく読めない、あるいはそもそも読まない、というのが回答者の多数で、第8問と同じ傾向にある。

もっとも、調査官解説の重要性を強調していると、それに応じて自発的に読んでくる者（成績優秀者が多い）も現れてくるので、推奨にまったく効果がないわけではない。

⑩ その他自由記述

回答数は多くなかったが、受講生の意見を聞いて反映させようとするアンケート実施の姿勢が好評価を受けている。記述された内容は多様で、熱の入った本音の記述がたくさん得られたが、判例の学び方とは関係が薄いものが多いので、その詳細は省略する¹⁵⁾。また、アンケートの回答を通じて学ぶことの意味を考えてみる良い機会となったという感想があって嬉しかった。自覚的な議論を重ねる必要があることは、十分確認できた。もっとも、意見や要望が多様なだけに、それを反映する授業の改善には限界も感じる。

ント」という復習用の文書を共通のものとして配布していて、内容がほぼ統一されている。他方、1名が2クラスを担当する年度もあって、開講時間が違うので、中間到達度確認試験の問題はクラスにより異なる（最終到達度確認試験は試験期間に全クラスまとめて行っている）。授業の進行方法、進度、それに応じた各クラス特有の配布物（パワーポイントの画面や補足説明など）も異なっている。一部の受講生は、とりわけ成績評価の基準や結果につき非常に気にしていて、問題や配布資料を共通にしてくれとか、評価基準や救済措置を統一して明示して欲しいなどの要望が毎年出る。担当教員の間でも統一化の是非については意見が微妙に異なり、最終成績の分布を確認し、評価を平準化するように調整している。そのため、クラス間の違いは気にならないという意見の方が多数であった。2025年度のアンケートからはこの追加質問は外した。

15) 前掲（注1）のurlの箇所に匿名化処理をした生データや、アンケート毎のエクセル整理表を掲載しているので、詳細はそちらを参照。

三 教材収集と教員アンケート

この共同研究の主たる目的の1つである教材収集については、2024年3月半ば頃に、全国33の法科大学院の民法科目担当者に宛てて、立命館大学の民法演習Ⅰと民法演習Ⅱの教材冊子合冊版をサンプルとして提供し、各法科大学院で使われている教材の提供を求めた。あわせて、受講者アンケートを教員向けに修正したものへの回答をお願いした。

また、2名の名誉教授（1名は刑法）と1名の法学部准教授にもサンプルとしての回答を頂戴し、今後の調査における質問の仕方の改訂などの参考にさせていただいた。

1 教材収集

教材収集の計画は、残念ながら大失敗に終わった。アンケートには丁寧に答えていただいた法科大学院も、授業の資料は対外的に公表しておらず、組織としては提供できないとの返事がほとんどすべてであった。

最も迅速かつ丁寧に対応していただいた大阪大学は、サンプルを抜粋する形であったし、早稲田大学も同様に抜粋サンプルを提供していただけたものの非公開というご要望であった。かなり多くの教材をご提供いただいた中央大学も研究のために限定し、非公開を希望された。個人で担当科目の教材を提供いただいた先生方もほとんどが非公開を希望されていた。

そのため、提供された教材を公開して各法科大学院の授業内容や取り上げている判例を多数の目で比較検討するという試みはまったくできなくなった。2025年度に企画していた教材の整理と分析、および、これを前提とする法科大学院等への面談調査も実行できなかった。

2 教員アンケート

年度末であったことが影響してか、当初設定した3月末の回答期限まで

に回答をいただいたのは13の法科大学院の18名にとどまった。そこで、最終的には5月半ば頃まで期限を延長して回答依頼を繰り返した結果、22の法科大学院の34名の回答（連名のものも含む）をいただいた。民法担当者間で協議して意見をおまとめいただいた法科大学院もあるが、完全に個人の意見としての回答の方が多い。いずれにしても貴重な内容を多数含んでおり、この場をお借りして、ご協力に感謝を申し上げる。ただ、合格者が20名以上と多い法科大学院のうち、東京大学、一橋大学、九州大学からは回答がいただけず、法科大学院全体の授業内容やその方向性を明らかにするには材料が足りないと感じた。

それでも、回答を得た範囲で、判例教育の目標については、次の四でみるように、民法研究者として相当程度の共通認識があることがわかった。一方で、各大学院の院生のレベルや要望、とりわけ時間的な制約の大きさなどから、どの判例をどのように授業で取り上げるべきかについては、試行錯誤して迷っている状況が明らかにもなった。問10に対して、受講生アンケートと同様、こうした問題を考えてみる良い機会になったという回答がかなりあって、この共同研究の試み自体はそれなりに評価されていると感じて励まされた。

四 判例教育に関する中間的見解

1 2024年度末から2025年度の研究概要

判例をどう教育するかについては、共同研究者内部で議論を重ね、研究会に参加していただいた教員にも意見を伺った。これをふまえて、上記32の教員アンケートを実施するとともに、次の4名の先生方に面談等による意見聴取を行った。

- ① 2025年3月28日 川嶋四郎・同志社大学教授（民事訴訟法）共同研究者4名がzoomで面談
- ② 2025年4月11日 金山直樹・慶應義塾大学名誉教授・パリ日本館長

松岡が面談

- ③ 2025年 4 月12日 中田裕康・東京大学名誉教授 松岡が面談
- ④ 2025年10月13日 塩澤一洋・成蹊大学教授 松岡がゼミと授業を見学しつつ面談

また、すでに触れたように、2024年度の研究の中間報告として本稿 (1) を公表し、臨床教育法学会で報告を行った¹⁶⁾。

2 個別の意見聴取

(1) 川嶋教授との面談

川嶋教授には立命館大学の法務研究科に非常勤で来ていただいているう え、松岡が京都弁護士会懲戒委員会でご一緒した縁があった。民事訴訟法のご担当なので、アンケートの名宛人でなかったが、優れたご論文¹⁷⁾を公表されているので、共同研究者4人と zoom での面談を依頼し、同論文の内容を確認することを中心に意見交換をした。川嶋教授は、アメリカのロー・スクールでの体験をふまえて、Think Like Lawyer 方式で考え方を展開することが重要である旨をお話いただいた。また、民事訴訟法の観点から、判決書が新方式になったことで事実との対応関係の漏れや不意打ちの問題が生じないかを気にしておられた。川嶋教授のお考えの中心は、条文と判例をしっかりふまえて、判例の射程を見定め、事件の事実の当てはめを検討する、という基本的な思考構造が大事だ、という点にあり、試験のための効率性重視が目にと余るとされ、たいへん共感するところが多かった。

ただ、川嶋教授は、学術会議の改正関係でたいへんご多忙で、かつ、当日は沖縄におられたので、時間的制約がありお尋ねするべきことが残った。

16) 松岡ほか・前掲 (注2) 論文および松本ほか前掲 (注7) 報告。

17) 川嶋四郎『法学教育の四半世紀』(日本評論社、2025年) 133~135頁所収の「第8章 法学教育における『判例学習』の展望」。初出は、法セミ614号(2006年) 6~15頁。

（2）金山教授との面談

金山教授は、古稀祝賀・記念論文集献呈会に出席するためパリから帰国中であった。すでに退職されていたことからアンケートの名宛人ではなかったため、同会の開催直前の短い時間に、大学院時代からの旧知の間柄である松岡が、端的に問題点を尋ねる形で面談した。金山教授も、後述する我々の考え方に基本的には同感であるとされた。そのうえで、多数の国の学生が集まるゼミでは、それぞれの出身国の法律構成の違いを比較することも面白いが、事実関係が同じであれば法的構成の違いを超えて結論がほぼ一致する、という民事比較法の経験を印象深く語られた。判例そのものよりもその背後にある考え方や原理を見抜く力が肝要であるという趣旨かと思われる。

（3）中田教授との面談

松岡は、中田教授とは、司法試験考査委員会や法制審議会民法（債権関係）部会でご一緒したり、教育に関する座談会¹⁸⁾で意見を交わしたことがあり、中田教授が真摯で誠実な研究・教育姿勢を持たれていることを知っていた。すでに退職されていたことからアンケートの名宛人ではなかったため、個別に面談をお願いした。今回の面談において、中田教授には、千葉大学・一橋大学・東京大学・早稲田大学でそれぞれ作成されてきたゼミのレジュメや資料¹⁹⁾を提供していただいたうえ、レジュメまで用意して意

18) 中田裕康・松岡久和・小粥太郎・鎌田薫（司会）「平成の法学教育」法時91巻9号（2019年）76頁以下。主として学部教育を中心に論じているが、判例についての言及もあり、判例の読み方をしっかり身につけ、批判的な視点で議論する力を身につけるのがゼミの大きな役割である、教員自身が面白がっていることが重要だ、という共通理解が確認できる。成長を実感できる教育という中田の発言には勇気づけられる。

19) 本研究の参考文献として追加するべき民事系判例研究教材準備グループ編著『民事系判例教材研究』（有斐閣、2011年）、研究に重点を置いた論稿である中田裕康「判例研究のスタイルと役割」NBL1274号（2024年）15頁をご教示いただいたほか、ゼミで使用された「民事裁判例・判例評釈の調べ方・引用の仕方」という文書、東京大学での模擬裁判関係文書、早稲田大学法科大学院での「民法応用演習Ⅱ」のシラバスなど多数である。

見聴取に応じていただいた。

学部ゼミ段階での基本的指導の重要性は共通認識である。また、早稲田大学の法科大学院での「民法応用演習Ⅱ」では、民法演習Ⅰ・民法演習Ⅱでも取り上げている重要判例や平成26年以後の最新判例を14件取り上げられていた。そのシラバスには「1 審から最高裁までの判決文を読みこみ、対象判例を判例の流れ・学説の中に位置づけたうえ、問題点と射程を考察する」とあり、後述する我々の見解とほぼ完全に一致することが確認できて、非常に心強かった。

(4) 塩澤教授のゼミと授業の見学と面談

(a) 見学と面談の経緯

塩澤教授には臨床教育法学会第18回大会の報告の司会を担当していただいていたが、当日は立命館大学における教育方法についての質問がほとんどで、塩澤教授からご意見を伺う時間的余裕がなかった。塩澤教授は、法科大学院ではなく法学部の授業やゼミを担当されているが、懇親会でお話する中で、工夫に満ちた教育方法を採られていることに関心をひかれた。そこで、松岡が私法学会の翌日に成蹊大学を訪問し、ゼミ1・授業・ゼミ2の連続3コマを見学させていただき、学部における判例教育についてご意見をうかがった。

その後、学会報告関係の原稿としてまとめていただいたものから、本研究課題に関係する部分を(b)~(d)の3項に分けて抜粋・紹介する。ここには、授業とゼミでの基礎教育の意義と方法が明確に示されている。塩澤教授は、実際に、講義では条文の読み方を中心とする一方、ゼミでは学生が自ら考えて仲間と意見を交換し、最終的にまとめを行うなどのアウトプットを重視する徹底した実践を行っておられた。

(b) 法学教育における(裁)判例の意義

法学教育をスキルと捉えると、(裁)判例教育の位置付けも定まる。とか

く学生たちは裁判所が立てた規範や判例のエッセンスを覚える学習を行いがちだが、本来、法学徒にとって（裁）判例の判決文は、法的三段論法のお手本である。

判決文には、規範を定立し（第一段）、事実当てはめ（第二段）、結論を導く（第三段）、という法的三段論法がスマートに展開されている。それを読解することによって学生たちは、条文から法律要件と法律効果を抽出し、法律要件を要件要素に分解するとともにその定義づけを含めて規範の立て方を学び、事実の中から法律要件該当事実（要件事実）を探し出し、それら要件事実を要件要素に当てはめ、法律効果の発生又は不発生といった結論を導く手順とその論理構成を学ぶ。判決文は、それらを適切な文章によって表現する論述スキルを磨く格好のお手本である。

（c）授業での（裁）判例の扱い

教室は学生たちが「法学教育3スキル」を実践する空間である。いわばオーケストラのメンバーとして学生たちが演奏し、教員が指揮者であって、教員がソリストであってはならない。

授業の中心は「条文を読める」、すなわち「条文読解」である。一つ一つの条文を丁寧に読解し、分析することによって、法律要件と法律効果に分解し、さらに法律要件を法律要件要素に分解していく。日本語文法に従い具体的にそのような「条文読解」の過程を教員がやってみせ、学生たちと一緒に実践することによって、彼らのスキルを磨く。初めから条文を正確に読解できる学生は極めて少ない。条文読解トレーニングこそ法学教育の核心である。

その過程で、条文に用いられている文言の意義を一つ一つ緻密に掘り下げ、定義する。それもまた規範を定立するトレーニングである。その際、法律の条文に用いられている文言と、それ以外の文言とを峻別することが肝要だ。それ以外の文言とは、法律学者等が法律を説明する際に用いる言葉である。筆者は前者を「法律語」、後者を「法学用語」と呼んで、明確に

区別する。

その際、文言の定義において判例が先例的な意義を有する場合には判例の定義を紹介することになる。また、その規範が判例によって拡充されている場合は、条文の文言による限界と判例による拡充について言及するために判例を用いる。その一方、条文読解教育を徹底的に行なうと、それ以外の裁判例を扱う時間はあまりない。授業の中で扱える判例は必須のものに限られよう。

(d) ゼミでの(裁)判例の扱い

一方、ゼミにおいては、ある程度時間をかけて分析的に(裁)判例を読解することができる。条文同様、判決文を正確に読める学生は少ない。学生たちが自ら判決文を分析し読解できるようになることを目指し、丁寧に指導する必要がある。

判決文は、起案した判事によって文体が多様であるし、判決が出された時代によっても文章の難易度に大きな差異がある。大審院時代の文語体をスムーズに読める程度に学生たちの読解力を底上げするのは容易ではないが、重要な判例に関してはその価値があろう。

3 法科大学院における教育目標

(1) 松本による整理

共同研究における議論をふまえた松本の臨床教育法学会第18回大会での報告によると²⁰⁾、法曹養成教育を行う専門職大学院である法科大学院の民法科目で判例を素材とした教育の目標は、次の5つの力を養うことにある。

- ① 当該判決が、判例として新しい解釈基準や枠組みを定立したものなのか、それとも従来の解釈基準を当該事案に適用した事例判決に過ぎないのかを見極める力

20) 松本・前掲(注7)報告。すでにその原型は、同「実定法教育への臨床的視点の導入——立命館大学法科大学院・民法演習での試み」法曹養成と臨床教育5号(2012年)163頁以下。

- ② 判例の射程を考える力。当該判例の規範的判断枠組み・解釈基準は、どのような事案に適用可能か、当該事案の特殊性と普遍性などを考える力
- ③ 当該判決における事実認定のあり方、対象を検討して、法的争点との関係で、どのように事実を認定しているか、1審、2審で事実認定に違いがあるか、あるとしたら何故か、上告審判決が前提としている事実は何か、破棄差戻しをした場合、差戻審で何を審理させようとしているのかなどを見極める力
- ④ 当該判決に至る過程で、当事者の主張・立証責任の分配はどのようになされているか、そのことが結論に与えている影響を見極める力
- ⑤ 当該事案で当事者が行った以外の法的構成の可能性やその妥当性を見極める力

学部教育で判例教育が行われる場合は上記の①が中心となっていると思われる。法曹実務の基礎力量を養成する法科大学院では、①はもちろん、②～⑤についての基礎力量を養成することが、事実の整理や法的問題の発見、主張立証責任を自覚しつつ妥当な法的構成を複数考える力量の養成などにとって重要な意義を有する。

(2) 法科大学院教育における中心的課題

(a) 総論

2および3(1)で紹介した考え方が共通認識としているところでは、判例学習の意義は、個別紛争の解決のために具体的にどのように法を解釈するか、その前提としてどのように事実を整理するのかなどを事例に学ぶ点にある、とまずは言えそうである。そのうえで、法科大学院における教育で最も重視すべきは、時代背景を含めて事件の事実関係を丁寧に読み解き、判例の射程を限定的に考える力の涵養であると思う。判例をたくさん知ることが考え方の引出しを増やし、司法試験の合格には効果的であろう。しかし、こうした力をつけなければ、実務家となった後に、目の前の事件に

判例の規範を機械的に当てはめることに終始し、新しい規範の創造を模索することも難しいからである。

以下では、民法演習Ⅰ・民法演習Ⅱから、そのような視点で違った判例像が見えてくる事例を具体的に 1 件ずつ取り上げて説明する。

(b) 具体例 1

最初の例は、民法演習Ⅰの第 4 回講義で原審判決からじっくり読ませた最判平成 4 年 12 月 10 日民集 46 卷 9 号 2727 頁である。親権者と子どもとの利益相反および代理権濫用が問題となり、民法（債権関係）改正前の 93 条ただし書の類推適用を検討しているが、民法改正後の 107 条との関係も問題になる。

1) 事 案

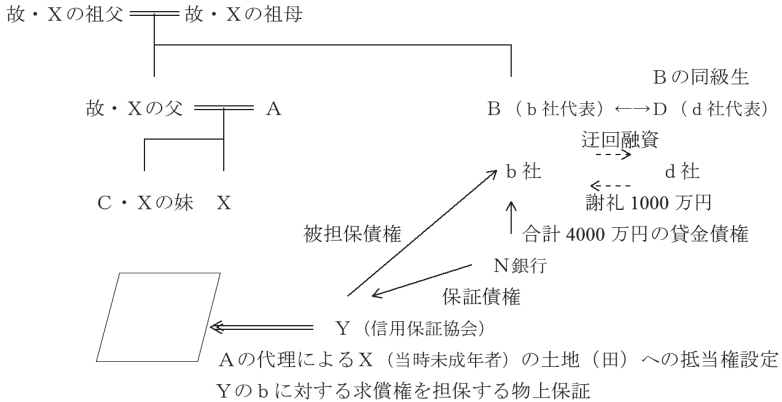
かなり複雑な事案なので当事者関係図²¹⁾を作成して、どういう紛争なのかを受講生にしっかり把握させることが必要である。

b 社は、B (X の叔父) が経営する会社であり、N 銀行から事業資金を借り入れる際に、Y 信用保証協会に保証人となってもらった。X の母親で親権者 A が X を代理し、X 所有の本件土地に根抵当権を設定した効力が争われた。この根抵当権の被担保債権は、b 社の借入金債務を保証した Y が保証債務を履行したときに保証委託契約に基づいて b 社に対して取得する事後求償権であり、求償債務の物上保証である。

X の所有する本件土地は、元は X の祖父の所有する田であったが、X の祖母と父が相次いで死亡したため、B を中心にして遺産分割協議を行い、X が本件土地を含む多くの不動産を取得し (A が未成年者であった X を代理)、賃貸物件は A が相続した。B は A の依頼を受けて登記手続をするなど、AX 母子の世話を何くれとなくみていた。その後、A は、法定代理人として、X の土地に b 社に対して Y が保証委託取引に基づき取得する求償債権

21) 授業ではよりリアルに感じられるように固有名詞を使っていたが、ここでは記号に置き換えている。

具体例 1 の当事者関係図



のための根抵当権設定に同意し、Bが登記手続を代行した。b社はN銀行から事業資金として、2回にわたり4000万円の融資を受けた²²⁾。Xは、成人後、Aの代理権濫用により根抵当権設定契約は無効であるとして、根抵当権抹消登記請求の訴えを提起した。

原審は、本件根抵当権設定契約は、もっぱらb社の利益を図るものであるから、Xの利益に反するAの親権濫用に当たる。Yは、Aの親権濫用の事実を知りながら担保の差入れを受けたものであるとして、本件契約は93条ただし書の類推適用により無効と判示した。

2) 最高裁の判示と学習の重要点

最高裁は、93条ただし書の類推適用による判断を採用しつつ、「子の利益を無視して自己又は第三者の利益を図ることのみを目的としてされる

22) 最高裁は引用していないが、原審の判断（民集46巻9号2751頁）では、融資金はb社の元請会社d社（Bの同級生のDが経営）の運転資金にあてられ、Bは、この迂回融資の謝礼として1000万円の手形を受け取って換金したが、この金をXのために使用することはなかった、とされている。

など、親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情が存しない限り、親権者による代理権の濫用に当たると解することはできない」として代理権濫用を否定し、原審判断を破棄して、本件を原審に差し戻した²³⁾。

この判決は、代理権濫用の性質（有権代理・無権代理、表見代理との関係）、利益相反（826条）との機能分担関係（外形判断説か実質的判断説か）、代理権濫用の法的処理、代理権濫用の要件（93条類推適用の可否およびそれを肯定するとしたうえでの原審と最高裁における判断の違い）、任意代理・法定代理と改正107条との関係²⁴⁾ など、理論的にも多数の論点を含む難問であり、まずはこれらの基本を受講生にしっかり理解してもらうことが授業の中心課題である。

3) 判例を相対化する補足説明

松岡は、担当クラスにのみ配布する補足説明において、次の3点を指摘し、さらに議論を広げる可能性を示す。アンケートの記述を見ると、こうしたことまで理解できる受講生には、かなり強い印象を与えたようである。

- ① 本件訴訟の性格 本件は、Bの事業不振に由来する不利益から家の財産を守ろうとして、Aを悪者に仕立てて²⁵⁾ Xが訴訟を起こしたとも理解できる。それはいささか無理な主張であり、請求を最終的に棄却

23) 公刊物には未登載だが、差戻審判決（大阪高判平成6年9月29日）は代理権濫用を否定し、仮に代理権濫用が認められてもYに悪意・有過失はない、とした。再上告審（最判平成7年7月4日）は再上告を棄却した。学習ポイントでは、事件の最終的な決着にも気を付けるように、福永礼治「代理の類型と代理権濫用についての覚書——最高裁平成4年12月10日判決を契機として——」須田晟雄・辻伸行代表編著・品川孝次先生古稀記念『民法解釈学の展望』（信山社、2002年）282頁を紹介している。

24) 学習ポイントでは、未成年者保護の視点から107条では親権濫用を広く解釈する判例に批判的な見解（宮下修一「代理権の濫用」秋山靖浩ほか編著『債権法改正と判例の行方——新しい民法における判例の意義の検証』（日本評論社、2021年）23頁）も紹介し、最高裁判決の射程の限定可能性を示している。

25) AもBも本件訴訟においてXに協力しているようであり、Bに担保提供を強いられたとのAの主張が差戻審で初めて主張されたのは、最後の悪あがきの感が否めない。

した差戻審の結論には、それほど違和感はない。

- ② 隠れた家督相続 Xの祖父の財産の相次相続による法定相続人は、A、Bおよび性別および人数不明の祖父の子ども、XとXの妹Cになったはずのところ、Cの利益が遺産分割協議でどう考慮されたのか不明である。本件の根抵当権設定契約のされ方を考えるとこの遺産分割協議も、Aが未成年の子供2人を代理して行ったと思われる。Xの叔父又は叔母もいることは明らかであるがその関与の有無や程度はわからない。ただ、この時代の田舎の財産家の相続事例であることを考えると、親戚一同など多くの関係者が「家産」の主要部分を直系の男子であるXに相続させるべきものと考え、納得ずくの遺産分割協議だったと思われる²⁶⁾。

しかし、この遺産分割協議自体が、XとCの間で利益相反が生じるので²⁷⁾、本来なら特別代理人を選任すべき事案だった、として無効とされる可能性も高い。そうすると本件不動産は推定相続人らの共有になる。Xの弁護士としては、本件不動産をXが単独相続したという前提で主張をしているので、遺産分割については思い至らず、論じていなかったか、Xによる家産の単独相続という基本線を崩すなど関係者から止められたのかもしれない。しかし、もしこの点を突いていれば、共有持分権者であるXやCは、根抵当権設定登記の無効を主張することができた。すなわち、本件土地をXの単独相続とする遺産分割も、この土地に根抵当権を付ける処分も、Aの無権代理行為によるものであり、推定共同相続人全員が追認をしなければ、持分権を侵害する限りで無効である、と主張できただろう。

26) むしろ、生計費の基礎としてとはいえヨメのAに貸家を分与していることが珍しく、AB間にはさらに不倫関係など何らかの事情が隠されていたかもしれないし、XとA・Bには感情的な対立があったのかもしれない。

27) 親権者が共同相続人である数人の子を代理して遺産分割の協議をすることは、親権者の意図やその行為の現実の結果のいかんにかかわらず、826条2項の利益相反行為に当たる（最判昭和48年4月24日判時704号50頁）。

- ③ 親子関係の時代的な変化 本判決が「親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情」が必要だとして、代理権濫用をきわめて限定的に解することには批判がある。さらに、同じく包括的な法定代理においても、代理人に対する規制・監督の制度がある未成年後見人と、そうした規制・監督の制度を欠く親権者の場合を同視できるかどうかを疑問視し、立法論的に、親権制度改革（善管注意義務、監督機関、利益相反規制の強化、重要な財産の処分の場合の家庭裁判所の許可制度など）を必要とする考え方もある（石田剛「親権者による子の代理と利益相反・代理権濫用」法教404号（2014年）106-114頁）。

この判例に批判的な考え方は、そもそも民法の想定していた親や親権の像が、DV や育児放棄等が問題になっている現代において変容していることに対応しきれていない、と考えていると思われる。逆に、この判例を支持する評釈の中には、（成年）後見人との対比において「親権者が一般的につねに子の幸いを願う」という伝統的・楽天的な親・親権像を前提としているものがある（石田喜久夫「判批」法時66巻3号（1993年）115頁）。民法学者である石田喜久夫と石田剛の親子にも世代による価値観の違いがうかがわれて興味深い。

(c) 具体例 2

2 つめの例は、民法演習Ⅱの第4回講義で検討判例（最判昭和47年3月23日民集26巻2号274頁）と並んで読ませている参考判例の最大判昭和40年6月30日民集19巻4号1143頁である。

1) 両判決の概要

昭和40年の大法院判決は、それまでの大審院判例²⁸⁾を変更し、保証人の

28) 山林売買の債務不履行解除の場合である大判明治36年4月23日民録9輯484頁、及び、請負契約の債務不履行解除の場合である大判大正6年10月27日民録23輯1867頁であり、教材

保証債務の意思の解釈により、法定解除による原状回復債務についても保証人は保証債務を負う、としたものである。前者の昭和47年判決は、合意解除において前払金返還が約定された場合においても、「合意解除が請負人の債務不履行に基づくものであり、かつ、右約定の債務が実質的にみて解除権の行使による解除によつて負担すべき請負人の前払金返還債務より重いものではないと認められるときは」、請負人の保証人はこの前払金返還債務についても保証債務を負う、とした。大法廷判決の趣旨を請負契約の合意解除の場合にも拡大するものである。

2) 学習の重要点

解除の遡及効や原状回復債務の法定債務性を重視して保証債務を否定するのか、それとも、当事者の予期した範囲の負担であれば合理的意思解釈により保証債務を肯定するのが最も重要な学習のポイントである。

3) 事案と時代背景の理解

学習ポイントには「なお、大法廷の事案は、形式的には売主の債務の保証であるが、この売買はいわゆる売渡担保に当たるとみられる。現在の譲渡担保論では、これも譲渡担保であり、保証人はそもそも借入債務を保証したものと解釈され得る事例である。」との注記を入れている。

すなわち、昭和40年頃の売渡担保論では、被担保債権が存在しないと解されていた。しかし、この「売買契約の解除」による前払金の返還請求は、実質的には貸金債務の履行請求にほかならず、その保証人が当然に負担することを覚悟した保証債務内容だったのである。それゆえ、この事件は当事者意思を根拠に保証債務を認めやすい事案だったとも言える。当事者の意思解釈という議論の立て方に適切な事案であり、この判断枠組の変更が

では、印刷配布はしていないが、参考判例に掲げている。共に、原状回復債務は解除による原債務の遡及的消滅の結果生じる別個独立の法定債務であり、保証人は特約のない限り履行責任を負わないとした。

さらに昭和47年判例に射程を広げることに繋がる。民法の異なる場所での議論相互の関連が繋がって見えてくる経験は、民法の体系的理解の重要性への理解をも促すことになろう。

4 科目による考え方の違い

FD 委員会の委員長である中山は、2025年度の FD フォーラムの企画として、「法科大学院における判例教育の意義と実践」というテーマを立て、2 回のフォーラムで議論を行った。第 1 回は2025年 7 月 8 日に憲法・民法・刑法の担当者から、第 2 回は同年12月23日に行政法・民事訴訟法・商法・刑事訴訟法の担当者から、それぞれ報告があり、それをふまえて議論を行った²⁹⁾。

判例教育の意義については共通認識があると思われる一方、科目特性に応じて、判例の扱い方は少しずつ異なっている。憲法や刑法では、学説を用いて判例を批判的に検討する傾向がなお強い。民法では、批判的視点はやや後退して、判例の事実関係を把握し当てはめを行う練習として判例を読ませることが多い。民事訴訟法や行政法や商法では、判例を正確に知って覚えていることが実際に重要であり、批判的な視点を持たせることや第 1 審から読ませるのは時間的に難しい、という指摘がされた。刑事訴訟法でも、判例が誤っていても、その判断枠組である根拠規範と基準規範（抽象的な場合にはその考慮要素を含む）の両方を正確に理解させることにまずは重点を置いた指導を行っているという。批判的視pointsの強度に応じて、調査官解説に対する見方も違っている。

予備試験の受験や在学中受験が増えたことから、院生の準備時間が短くなり、司法試験の問題も容易化しており、判例を憶えて吐き出すだけで合格できると考える受験生が増えているとの懸念が示された。判決文を丁寧

29) 以下は本稿の目的に即した粗い要約であり、詳しい内容は、https://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/fd_forum/article.html/?id=71と https://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/fd_forum/article.html/?id=72に掲載されている。

に読むという地道な作業の重要性を院生にどう理解させるかという意識や工夫が必要であるとされた。

五 2026年度の課題

1 2025年度課題の達成度

当初計画で上げていたのは次の7点であるが、次のとおりの達成状況である。

① 全国の法科大学院から提供された教材の整理と分析

上記（三１）のとおり、公開できる教材の提供がほとんどなく、課題の転換が必要になる。

② 1年目に集めた各種アンケートの総合分析

上記（二２(1)）のとおり、臨床教育法学会第18回大会で結果を報告した。

③ 2025年度の民法演習Ⅰ・Ⅱ受講生へのアンケートおよび面談調査

上記（二２(2)）のとおり、アンケートを実施した。2024年度分との総合的な分析の結果、受講生にさらに詳しく聴き取りを行う必要はなかったため、面談調査は行っていない。

④ 法科大学院等への面談調査

上記（三１）のとおり、法科大学院所属教員への面談調査は行わなかった一方、4人の先生方に面談調査を行った（四２）。

⑤ 以上の資料の電子データ化・整理・公開準備

集まった資料のうち公開可能なものは公開用に匿名化するなどして公開準備を行った。

⑥ 民法演習Ⅰ・Ⅱの暫定的改訂案の作成

立命館大学で現在使用している教材は、多様な内容を盛り込んでおり、年度毎に細かく調整やアップデートを行う体制になっている。アップデートして取り上げるべき判例もなかったため、表現の微修正と負担過剰となっているとの意見を考慮して、参考判例1件の印刷配布を行わなかったこと

以外には、大幅な改訂を行わなかった。

⑦ 2025年度の研究成果の立命館法学での公開

本稿がこれに当たる。

2 2026年度当初課題とその変更

当初計画で上げていたのは次の4点であるが、2025年度の結果をふまえて次のように変更する。

① 補充調査と補充的な議論

法科大学院教員に対する面談調査は、質問内容を変更する形で再検討したい。また、教材の公開の目処が立たないことから、せめて各法科大学院の民法科目のシラバスを一覧する資料は作成したい。

② 民法演習Ⅰ・Ⅱの教材改訂案による実験授業の実施と改訂に関するアンケート調査

③ 実験授業をふまえた教材案の再改訂

上記1⑥のとおり大幅な改訂は行わなかったので実験授業の必要はなくなった。他方、受講生アンケートは回答率が想定以上に低かったことから、もう1年実施する。その結果をふまえて、教材のスリム化を検討する。

④ 最終的な研究成果の立命館法学および Web サイトでの公開

前者は本稿の続稿(3)を執筆予定であり、同時に Web サイトでも公開する。

これらに加えて、民法担当者を中心に、日本私法学会2026年度大会³⁰⁾において、本共同研究をテーマとするワークショップの開催を企画しており、その前提として、参加予定者への質問事項を用意した新たなアンケートを行うことも検討している。

(以下、続稿)

30) https://japl.jp/news/251012_01/